

2019年4月を機に人材不足を解消する！外国人雇用が身近になります！

はじめに

前回1月号では、2020年4月以降に義務化が予定されている「パワハラ防止策の義務化」についてお伝えしました。今月号では、いよいよ解禁となる、外国人労働者の受け入れに關しての概要をお伝えし、人材不足でお悩みの企業様に参考になればと考えております。

★まずはご案内です！！

「医療介護業界の外国人スタッフ受入の秘訣と労務管理体制のポイントをお伝えします」

人材不足に悩まされている医療介護業界の企業様向けに、バレンタインデーである2月14日(木)14:30～下記研修会を行います。私もお話させていただきますのでまずはご予約のほど、よろしく願いいたします。参加申し込み等、詳細を記載した下記チラシは別途ご案内させていただきます。

外国人労働者受け入れ拡大始まる!

医療介護現場の外国人介護スタッフ受入 研修会

慢性的な医療介護現場の人材不足解消のため、政府は外国人介護スタッフの受け入れを大幅に拡充しようとしています。医療介護施設の経営者・職員の皆様、介護技術実習生や介護留学生の受け入れの準備は進められていますでしょうか？本研修会にて「介護技術実習生」と「介護留学生」の違いをご理解いただいた上で、外国人介護スタッフ受け入れに成功する方法や、2019年4月施行予定の特定技能等の最新情報をお伝えします。

セミナー内容

<p>第1部 外国人介護スタッフの受け入れに成功する秘訣</p> <p>時間 14:30～16:00</p> <p>講師 全国技能協同組合連合会 理事 杉田 珠希</p> <ul style="list-style-type: none"> ●内定者辞退理由その理由は実習制度の現状は？ ●良い事例、悪い事例から見るトラブル解決法は？ ●こんなことも心配まで準備しないといけない事 ●1年目で日本語検定、介護技能検定に合格する秘訣 ●不安解消現場の受入モチベーションをあげる秘訣 	<p>第2部 外国人介護スタッフの受け入れに関する人事・労務体制について</p> <p>時間 16:10～16:50</p> <p>講師 社会保険労務士法人MIRACREATION 代表社員・社会保険労務士 下村 勝光</p> <ul style="list-style-type: none"> ●規程類や労務管理のポイントについて
---	---

「2019年4月から外国人労働者が増えます」

(2018年12月25日時点情報)

2019年4月から外国人の「新在留資格」に、「特定技能1号」と「特定技能2号」と呼ばれるものがスタートします。

「特定技能1号」とは、知識や経験など一定の技能が必要な業務につく外国人向け在留資格で、在留期限が最長5年で家族帯同は認められませんが、「特定技能2号」は熟練技能

が必要な業務につく外国人向け在留資格で、永住を認め配偶者と子どもの帯同も可能。

特定技能1号の受入可能分野として、介護や農業、建設など14業種が対象となります。外国人が特定技能1号となるには、一定の試験に合格すればOK。

企業が支払う賃金等の待遇面は、日本人と同等以上の報酬を支払うことが求められますので、外国人を安い人件費と捉えるのではなく、人手不足の救世主として企業側が考えることが受入成功の絶対条件になります。

日本語能力は、日常会話程度として、イメージとしては、これまでより求められるレベルは低くてもよくなった、とお考え下さい。

2019年4月から特定技能1号となるべき外国人向け試験を「介護・飲食業・宿泊業」から実施予定です。その業界の企業様は今後の報道等を通じて国の動向に注目しつつ、各種研修会が開催されてくるとお思いますので、早めに情報收拾され、人材不足への解決策として取り組む1年であるとお考え頂ければと思います。

31年1月号 発行者及びお問い合わせ先

みどり合同税理士法人

白川 哲也

電話:090-4973-1841

shirakawa@digitalbank.co.jp



MIRACREATION 株式会社
社労士法人 MIRACREATION
社会保険労務士 代表社員
下村 勝光

Mail:katsumitsu.shimomura@miracreation.co.jp

電話:080-3119-8442